

(強度等に優れた建築用木材)

第一条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 製材(製材の日本農林規格(令和七年農林水産省告示第九百九十号)に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。)

(木材製造高度化計画の認定の申請)

第二条 法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一三 (略)

四 法第十七条第二項第四号の場合にあつては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 開発行為をしようとする者(独立行政法人等登記令(昭和三十一年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が、法人である場合にはその登記事項証明書(これに準ずるものを含む。)、法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類

(強度等に優れた建築用木材)

第一条 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十六号。以下「法」という。)第十六条の農林水産省令で定める強度又は耐火性に優れた建築用木材は、次に掲げるものとする。

一 一六 (略)

七 製材(製材の日本農林規格(平成十九年農林水産省告示第九百九十号)に規定する目視等級区分構造用製材又は機械等級区分構造用製材の規格に適合するものに限る。)

(木材製造高度化計画の認定の申請)

第二条 法第十七条第一項の規定により木材製造高度化計画の認定を受けようとする者は、別記様式第一号による申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 一三 (略)

四 法第十七条第二項第四号の場合にあつては、開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 開発行為をしようとする者(独立行政法人等登記令(昭和三十一年政令第二十八号)第一条に規定する独立行政法人等を除く。)が法人である場合には、その登記事項証明書

ニ 開発行為に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類）

（新設）

ホ 開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類

（新設）

ヘ その他必要と認める書類

（新設）